

# 障害者福祉制度を紹介します

問合先／本庁障害・社会福祉課 障害福祉G(内線2181・2162)

## 各種手当

### ①特別児童扶養手当

対象／重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育している父母など  
支給額／月額

- ▼1級(重度) 5万2500円
- ▼2級(中度) 3万4970円

### ②障害児福祉手当

対象／20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方  
\*施設入所中の方は対象外です。  
支給額／月額1万4880円

### ③特別障害者手当

対象／20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方  
\*施設入所中の方または3カ月以上継続して病院・老人保健施設などに入院・入所している方は対象外です。  
支給額／月額2万7350円  
\*右記①～③の支給額は、いずれも令和2年4月1日現在です。

## 所得状況届

を提出してください

上記①～③を受給されている方は、本年8月から令和3年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。  
受付期間／8月12日(水)～9月11日(金)  
\*土・日曜日を除く

## 各種助成制度

### 重度心身障害者医療費助成制度

医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請されると、自己負担分の助成が受けられます。  
対象／次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1・2級所持者

### 軽度・中等度難聴児補聴器助成制度

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中度などの次の全てを満たす18歳未満の難聴児に補聴器の購入費用の一部を助成します。  
対象／

- ▼両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の児童(ただし、医師が必要と認めた場合は30dB未満も対象)
- ▼補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師が判断する児童

### 福祉車両購入費用助成制度

10万円を上限として、福祉車両の購入または改造、修理に要した額を助成します。

対象／市内に居住する20歳未満で下肢または体幹に重度(身体障害者手帳1・2級相当)の障害を有し、常時車椅子を必要とする方  
助成対象／市内に居住し、次の全てを満たす方  
▼対象者を監護する父母など  
▼同一世帯内に市税などの滞納がない方  
▼本人および配偶者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない方  
▼過去4年間にこの事業による助成を受けていない方  
\*必ず購入などを行う前に問い合わせください。

### 福祉タクシー等利用券

対象の方に、1万円分の利用券(500円×20枚)を年度に1回のみ助成

### 対象／

- ▼身体障害者手帳所持者が、自ら運転する車
- ▼第一種の身体障害者手帳、A1・A2・Aの療育手帳所持者が乗車し、その移動のため介護者が運転する車

### 障害者を含む団体に対する施設使用料の減免

社会福祉施設、体育施設、会議室など公施設使用料を減免します。減免を受けようとする団体は、事前に障害者・社会福祉課または各支所に申請し、認定を受けてください。  
\*冷暖房、照明設備、附属設備使用料を除く  
対象団体／市内に居住する障害者手帳所持者が構成員の半数以上で、活動を継続的に行うことが見込まれる5名以上の団体  
\*詳しくは問い合わせください。

## その他

### 身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)

障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」を交付しています。

申請方法、交付対象者などについては、県ホームページをご確認いただくか、直接問い合わせください。

## 甌地域精神障害者受診旅費助成金

精神疾患の治療のために利用した、甌島地域各港と川内港または串木野新港間の船舶旅客運賃に対して、2分の1を乗じた額を助成します。

\*離島割引適用後の高速船運賃往復額が助成対象経費の上限です。  
\*100円未満の端数は切り捨て

## 在宅重度心身障害児の家族支援制度

自宅に看護師が滞在し、保護者に代わって医療的ケアを伴う見守りを行い

## 割引・減免制度

### 公共交通機関普通運賃割引

障害者手帳などをお持ちの方は、バスなどの公共交通機関を利用する際に手帳の区分に応じて、運賃の割引があります。  
\*詳細は、運行会社へ問い合わせください。

### 有料道路の割引

本人、本人の親族など当該重度障害者を継続して日常的に介護している方の所有する車(事業用を除く)乗用自動車・ライトバンなどの有料道路通行料金の割引が受けられます。ただし、事前登録が必要です。  
\*障害者1人につき1台のみ登録

申請・問合先／川薩保健所  
☎(23)3165



▲県HP

### 障害福祉の相談窓口(基幹相談支援センター)・虐待防止センター

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続きなどの支援を行います。  
また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援も行います。虐待・権利侵害などを受けたまたは発見した場合は、速やかに相談・通報してください。

名称	所在地	電話番号	ファクス番号
可愛会	宮内町2633	(22)0112	(22)0116
サニーサイド	中郷町2515	(21)1221	(21)1221
エン縁 JOY	水引町3247-1	(26)2463	(26)2430

\*障害者虐待防止センター 受付専用番号  
☎080(5803)5358